前共義務委         手数         面           1         「法第六条         建築物」「         「           1         「「」「法第六条         健業物」「         第         第           第         「「」「法第六条         健業物」「         第         第         第           第         「」「「」「法第六条         健業物」「         第         1         <	49	平成 <b>19</b> 年 <b>3</b> 月	7日(水)	佐 賀	県 公 報	号	外
	定める額に、次に掲げる (1) 知事による実施 イに (1) 知事による実施 イに		アカメートルを超え、 ケメートルを超え、 たメートルを超え、	7)         末面積の合計が二千平           万メートルを超え、二千平           万パ千円	(5)	D) (3) (2)	<ul> <li>(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)</li></ul>
(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)			十 六 万 円	チ         床面積の合計が五万平方           リ         床面積の合計が五万平方           メートルを超え、五万平方         二十	万円     トル     トル     レ     レ     トル     レ	اطر الم	数 認 期 ま 数 認 期 ま 要 数 約 期 ま 一 数 に 期 ま の 数 に 期 ま の 数 に 期 す る 物 に し す る 物 に し す る 物 に し す る 物 に こ の う の 物 に こ の う の 物 に こ の う の 物 に こ の う の 物 に こ の う の 物 に こ の う の 物 に こ の う の 物 に こ の う の 物 に こ の う の 物 に こ の う の 物 に こ の う の 物 に こ の う の 物 に こ の つ の 物 に こ の つ の 物 に こ の つ の 物 に こ の つ の 物 に こ つ の つ の う の う の う の う の う の う の の の の の の の の の の の の の
	(2) 定構造計算適合性判定機 (2) 法第十八条の二第一項 一項	ムによる構造計算にあ マ方メートルを超える 三万円(認定プログラムによる構造計 算にあつては、一棟に うき七十 日 万五千円)	つき二十一万六千円)       フき二十一万六千円)	算にあつては、一棟に ログラムによる構造計 であの 一棟につき三 ノーログラムによる構造計	<ul> <li>()</li> <li< td=""><td>千平方メートル以内の (り) 下面積の合計が千平 ガメートルを超え、二 千平方メートルを超え、二 千平方メートルを超え、二</td><td>の (ワ) 「 (ワ) (ワ) (ワ) (ワ) (大) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元</td></li<></ul>	千平方メートル以内の (り) 下面積の合計が千平 ガメートルを超え、二 千平方メートルを超え、二 千平方メートルを超え、二	の (ワ) 「 (ワ) (ワ) (ワ) (ワ) (大) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元

		佐 貝 乐 公 報	与 2下	
「の二 六条第五項 第 第 第 第 第 第 第 第 二 法第 第 第 二 六条第五項 第 二 六条第五項 第 二 六条第五項 第 二 六条第五項 関 十 八条第 五項 関 十 八条第 五項 関 第 二 大条第五項 関 第 二 大条第五項 間 第 二 大条第五項 目 二 古 第 二 大条 第 二 大条 第 二 大条 第 二 本 第 二 大 条 の 二 十 八 条 第 二 本 第 二 大 条 の 二 十 八 条 第 二 本 第 二 大 条 の 二 日 () 二 、 本 () () ) () ) () ) () ) () ) () ) ()				
<ul> <li>次に掲げる構造計算適合性判</li> <li>定を行う建築物の床面積の合</li> <li>市ル以内のもの</li> <li>一棟につ</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>に</li> <li>に</li> <li>・</li> <li>・<!--</td--><td>(オ) (オ) (オ) (オ) (オ) (オ) (オ) (オ)</td><td>(ウ) (ウ) (ウ) (ウ) (ウ) (ウ) (ウ) (ウ)</td><td>一棟につきニ十一万 七による構造計算にある 「方メートルを超え、二 千平方メートルの合計が千平 「方メートルを超え、二 千平方メートルの内の</td><td>5) 方メートトル以内のもの 方 メートトル以内のもの の に 築物の床面積の合計が千平 の に 、 それぞれ次に に 、 それぞれ次に</td></li></ul>	(オ) (オ) (オ) (オ) (オ) (オ) (オ) (オ)	(ウ) (ウ) (ウ) (ウ) (ウ) (ウ) (ウ) (ウ)	一棟につきニ十一万 七による構造計算にある 「方メートルを超え、二 千平方メートルの合計が千平 「方メートルを超え、二 千平方メートルの内の	5) 方メートトル以内のもの 方 メートトル以内のもの の に 築物の床面積の合計が千平 の に 、 それぞれ次に に 、 それぞれ次に
		. =		
二第 第 項 しく条 は の 第 八 十 項 しく 条 (前 の 第 八 1 第 1 冊 にお は 第 八 1 く   条 1 第 1 元 1 ち い 第 二 オ 1 八 1 く   条 2 第 法 て 二 若 八 1 く   条	る者又は注作りし 「参加」の ないで 準用する は 二月 の で に お 一項 た の た 、 第 二 可 に お 一 項 た 、 第 二 引 し く は 第 二 引 し く は 第 二 引 し く は 第 二 引 こ れ 条 第 二 引 こ れ の 先 第 二 引 こ れ の 二 れ う に 第 二 れ の 二 の つ こ れ の 二 れ の 二 れ の 二 の の 二 れ の こ れ の 二 の つ こ れ の 二 れ の こ れ の 二 れ の 二 の つ こ れ の 二 の つ こ れ つ の 二 ろ の の つ 、 の つ る つ こ ろ の つ の つ こ ろ つ の つ こ ろ つ の つ つ る つ る つ の つ つ る つ つ つ つ つ る つ つ つ つ つ る つ つ つ つ つ の つ つ つ つ つ の つ こ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ	▲ 会 り 第八 十 1 2 2 3 2 4 3 3 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		く <sup>s</sup> ) 築主 和 た 男 こ る と す る と 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
		フェのカに構門	万九千円)           万九千円)           メートルを超え、一万平方           メートルを超え、一万平方           ボニイー万六千円)           二十一万六千円)           二十十月           二十一万六千円           二十十月           二十十月           二十十月           二十十月           二十一万六千円           二十十月           二十十月           二十十           二十           二十           二十           二十           二十           二十           二           二	ロ 床面積の合計が千平方メートルルを超え、二千平方メートル以内のもの 一棟につき二十七万九千円(認定プレグラムによる構造計算に)
	するけよ確 で する な の な の な の 年 に な の な 用 に ち な の の 六 用 に ち い の の う た 用 に ち い の の う た 用 に ち い の の う た 用 に ち い の の の の の の の の の の の の の			
		イシー		

50

51	平成 <b>19</b> 年	<b>3月7</b> 日	(水)	佐 賀	県 公 報		号	外	
皆よう を 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	項 条の (法) を受 す 一 七 る け	田に関する の完了の通事 (係る建築)に (第4) (第4) (第4) (第4) (第4) (第4) (第4) (第4)		<ul> <li>              らの工事             けるに 定による建             築物に関 を含む建 くう</li></ul>	<ul> <li>除く。)</li> <li>掲げる者を</li> <li>とする</li> </ul>	知 の 完 了 の 通 事 物 に に 、 る 建 築 物 に に	八条第十四 うとする者 又は法第十 知手数料 知手数料	「のよ項第 の工るの七 魚事建規条	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
		する者 受けよう を を 完	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			する 者	受けようと 受けようと 受けようと	三 法第七条 建築物に 第一項の規 関する完 第一項の規 関する完 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	
る者又は法 けようとす 知事の完了 知手 教料 通	六 法第八十	を除く。) に掲げる者 (次号)	る 検 査 御 朝 の 完 了 の 」 4 集 数 設 備 若 を 受   す   の 二 作   若 若	 規定 市 四 項 の 人 条   二 で 準 用 す る   の	二項しく 条の二  二項しくは第二八  におは第二八十し	法 第 八 十 七 七	<ul> <li>くは工作物</li> <li>くは工作物</li> <li>くは工作物</li> <li>支援備若し</li> <li>数料</li> </ul>		エ     法第八十     建築設備       五     法第八十     建築設備       方とする者     うとする者       うとする者     一の建
	六 法第八十 特定工程 おいて準用 築設備に える法第七 関する完 発第一項の 了検査申				る 者	けようとす (次号に掲 ( 次号に掲 ( 次 号 に 掲 (	物 の 工 事 の し 集 策 に 一		- 円 の建 五 法第八十 建築設備 イ 建築設備の完了検査の場

平成19年3月	月 <b>7</b> 日(水)	佐賀県公報	号 外	52
1     1<	十八条第十         ロ〜リ 略           オ又は法第         三第一項 関々る中 条の三第四項又は第十八条第           オフスは法第         三工程に 定工程に 分の床面積の合計の区分に応           オフスは法第         マー 中間検査を行う部分の床           トル以内のもの 九千円         トル以内のもの 九千円	目 建 - 毎 っ に	項条 す お い の る は 第 の る て の る て の る て の る て の る て の る て の る て の る て の る て の る て の る て の る て の る て の る て の る て の る て の る て の る て の る て の の ろ の る て の う し を 受 う の る て の う し る の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の	建 規 第 十 四 項 八 十 古 お に よ る い 米 七 、 八 十 七 、 二 八 十 二 、 十 二 、 十 二 、 十 二 、 十 二 、 、 、 、 、
「中間検査」       くいう。)を       受けようこ)を       受けようこうを       受けようこうを       マーロに       なや間検       ロ       工作物の中間検査の場合       条第一項に       る中間検       ロ       工作物の中間検査の場合	において にの たて たて たて たて たて た た に た に た に た に に に た に に に に に に に に に に に に に	1 建 - 築 5 物 1 に イ	す 受けようと	了 の
+ - - - - - - - - - - - - -		カ の六第一項 とを受関了 る工工作者 しよるの規 で 工工作者 しまるの規 に 七 て る 取 す る 近 工作者 し 集 定 に 七 作 者 る の 奥 す る の 工 工 作 者 る の 奥 第 の の 工 工 作 者 る の 奥 第 の の 、 工 工 作 者 る の 奥 第 の の 条 第 一 の を 受 け る の の 条 第 一 の し 、 の の く 第 の の く 第 の の く 第 の の く の の の に に に の の し く の の の に に の の の の の に の の の の の の の の	す  お  条(は) の(第) る け の) に() の 3 (3 ) 3 ) 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	くは工作物         料           第二項の規         工事完了           第二項の規         工事完了           第二項の規         工事完了
		九       の六第一項       の六第一項       の交付を       略	す 受 中間 者 う と を	物に関する         単           物に関する         単           参の三第二         単           よる建築設         料           一の工作物につき九千円         一

	53	平成19	年 <b>3</b> 月 <b>7</b> 日	日 (水)	ł	左賀県	公	報		号 歺	74			
	佐賀県道路占用料条例(昭和二十八年佐賀県条例・佐賀県道路占用料条例の一部を改正する条例・低賀県条例第二十三号	平瓦十ナ年三月七日	0	三 略	とみなされる建築物の部分の場合にあつては、当二 第一号及び第一号の元によりそれぞれ別の建築物計算を要する部分の床面積	加算額の算定については当該建築物に係る構造ただし、構造計算適合性判定を要する建築物の支更に係る部分の床面積の二分の一。の模様替をし、又はその用途を変更する場合	物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模二 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築	物に係る構造計算を要する部分の床面積、模様様考以目途の変更に係る部分の床面積に、機械様考以目途の変更に係る部分の床面積	局介にここ頃がら長ったがたい。 生変を広、を大規模の模様替をし、又はその用途を変更するハ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくはする部分の床面積	構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の(床面積の増加する部分にあつては、当該増加	該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当仰 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築	建築物の加算額の算定については当該建築物に床面積。ただし、構造計算適合性判定を要する	移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分のイ 建築物を建築する場合(ロに掲げる場合及びしてり加する	って罪をする。 場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積につ 備孝、
	(昭和二十八年佐賀県条例第二十五号)の一部を次の 衆例の一部を改正する条例 古川 康 康	二  略		当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一の模様替をし、又はその用途を変更する場合	物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模二 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築	の二分の一 線、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積		<b>(床面積の増加する部分にあつては、当該増加</b>	該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当中 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築	床面積	移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分のイ 建築物を建築する場合(ロに掲げる場合及びして多分する	いてなどする。 第一号の額の欄の床面積の合計は、次に掲げる一第一号の額の欄の床面積の合計は、次に掲げる備来、		
改める。	る 令 第 具 七		設した		令第七				設	げる施 掲 7				「 別 表 中
	条第	その曲			建 築			その曲		牧	築			
	条第八号に掲げ	他のもの	上階数が四以	ものが三の	ものが二の	ものが一の		その他のもの	上のもの以	ものが三の	もの数ズニの	皆 当 次 、 の	ものが一の	2
		_	年 つ ト き ル 一 に	方積占 メー平 面					年一	ト 方 メ ー	積一平面			
	AKO	を乗じて得た額	AにO・O一三	を 乗じて 得	を乗じて得た額	を乗じて得た額		を乗じて得た額	を乗じて得た額	- Aに〇・〇一一	を乗じて得た額	4こつ・つつ九	Aに〇・〇〇六	
	Aに○・○一八を乗じて得た額	得○六額	や一額三	た一額一	額九	<b>領</b> 八			and the second se				~	

ー備	令第七条筮	~		設 げ 号 条 令  るに第第 施 掲 六 七  建	ada t		略		占用		別表(第二)	74-	佐賀県道路占用料条例	参考資料	この条例は、	序 貝
ー 備	第八号に掲げ	その他のもの	の四階 も以数 の上が	建築物 の 三 階  の数 もが	の二階 の数 もが	の  一 階 の数 も が	_		物件		(第二条関係)	改	<sup>哈</sup> 占用料			
			年 つ き	ト 方 積 占 ルメー 用 に ー 町				単位				Æ	の		の日か	
じて得た額	A:0.0	た 種 じ 六 で 得 を ・	た 額 で 得 を 初 に の ・	た額 し 一 に の - ー に の ・	た 乗 〇 A 御 じ 九 ・ 得 を ・	た額 で そ で 代 で の い の い の い の い の の い の の い の の の の の の の の の の の の の		甲 地	所	占用		後	一部を改		から施行	
	一八を乗	た 乗 〇 A 個 で 八 〇 に て 八 〇 ・	た 類 じ 一 六 の - 六 の ・	た 乗 〇 A 御 じ 一 に て 五 〇 ・	た 乗 〇 A 額 じ 一 に て 一 〇 得 を・	た 乗 〇 名 で 八 〇 得 を・		乙 地	地	料			以正する冬		公布の日から施行する。	
一 備考	Γ			設 げ 号 条 令 に 第 第 施 掲 六 七			略		占		別表(約		部を改正する条例に係る新旧対照表			
略		その他のもの		建築物			_		用物		(第二条関係)	改	新旧対			
		のもの	の四階 も以数 の上が	の 三 勝 の 数 も が 月 つ ト 方 積 占	の 二 階 の 数 も が	の 一 階 の数 も が		単	件		係)	Æ	照表			
	-	た 類 じ て 六 を ・	た額 し 一 三 を	<ul> <li>目つきーに</li> <li>トルに</li> <li>ケメ1</li> <li>チメ1</li> <li>モロー</li> <li>モロー</li> <li>モロー</li> <li>モロー</li> <li>モロ</li> <li>モロ<td>た乗 額 じ の に て 九 〇</td><td>た 乗 〇 A 額 じ て 六 〇 ・</td><td>-</td><td>位 甲 地</td><td>~</td><td>占用</td><td></td><td>前</td><td></td><td></td><td></td><td></td></li></ul>	た乗 額 じ の に て 九 〇	た 乗 〇 A 額 じ て 六 〇 ・	-	位 甲 地	~	占用		前				
		得 を ( く ( く ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	得 を ・ た 乗 〇 A 額 じ 一 六 〇 得 を ・	得 を ・ た 乗 の A 名 で し に て 五 の 名 て 五 の ろ の ろ の の ろ の ろ の の の ろ の の の の	得 を 乗 〇 A 額 じ 一 に て そ ・	得 を 乗 〇 A 額 じ 〇 に て 八 〇 得 を・		乙 地		料		1.10-01				
							1	この条例は、平成十九年五月一日から施行する。	附則	別表第一の給水施設の項中「450」を「670」に「430」を「640」に改める。	2		左賀県巷弯畜理条列(昭和四十七年左賀県条列第三十六号)の一部を欠のよ佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例	④佐賀県条例第二十四号		)             

平成19年3月7日(水) 佐賀県公報 号外 54

佐 賀 県 公 報

参考資料 佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表 改 TE 後 改 前 īF 別表第1 (第3条、第4条関係) 別表第1(第3条、第4条関係) 重要港湾における使用料 重要港湾における使用料 港湾施設 X 分 単 位 使用料(円) 港湾施設 区 分 単 位 使用料(円) 略 略 給水施設 給水量1立方 670 (外航 給水施設 給水量1立方 450 (外航 メートルにつ 船舶にあつ メートルにつ 船舶にあつ き ては、640) き ては、430) 略 略 する。 法律 者」 を を 削 信託の引受けを行うもの」を加え、 所 対しては法人税割額によつて」を加え、 託の信託事務 ۲ 定めが」 (昭和四十年法律第三十四号)」を削り、 第四 0 匹 )佐賀県条例第二十五号 を営む同項に規定する金融機関を含む。)」 第三十条第一 第三十条第 佐賀県税条例 佐賀県税条例 「この号」に改め、 「、その事務所」に改め、 01 を を 事務所又は事業所を有するもの おいて同じ。) 十九号の二に規定する法人課税信託をいう。 平成十九年三月七日 (昭和十八年法律第四十三号) 同条第七項第二号中 十六条の四第 佐賀県税条例の一部を改正する条例 「行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの」に、 「又は法人課税信託の信託事務を行う事務所」 に、 法人課税信託(法人税法 「行なう」 項第五号中 項中 の を加え、 (昭和三十年佐賀県条例第二十三 の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に 部を改 「均等割額によつて」 項中 同条第二項中 を 同条第五項中「または」を 正する条例をここに公布する 「本節」を 「本節」 「行う」に改め、 信託会社 同条第三項中「本節」を「この節」 佐賀県知 により同法第 「本節」 を「この節」に改める。 (昭和四十年法律第三十四号) 第二条第二 「本節」 「この節」 (金融機関の信託業務の兼営等に関する 同項第四号の次に次の一号を加える。 「収益事業」の下に「又は法人課税信 の下に 事 を「この節」に改め、「これに」 を 「含む。)」 を に改め、 「法の施行地に主たる事務」 「この節」 一号 以下この節及び第四十七条に 一条第一 古 7 *о* 第四号の二 「又は」 に改め、 の下に「又は法人課税 ][[ 同項第七号中 項に規定する信託業 に、 部を次のように改正 に、 「を行なう事務 「その事務所」 一に掲げる者に 同条第四項中 に、 「定が」 「行なう 康 「本号」 所又 を を

平成19年3月7日(水) 佐賀県公報 号 外 56 める。 け 2 二十四の七第六項各号」 改め、 0 め、 号を削り、 個 第三号を第二号とし、 4 により充当し、 団投資信託」 投資信託をいい、 以下本条」を「集団投資信託 は事業所を有する法人」 「みなされるもの」の下に「、第四項に規定する法人課税信託の引受けを行う (所得税法第百七十六条第二項に規定する特定投資信託以外の投資信託をいう。 「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の」 第四 第四 第四十八条第三 事業税を課する。 第四十六条の二 第四十六条の十第一項中 第四十七条の二第一 業に対する事業税を課するほか、 人」を加え、 を「、 を削る。 を加え、 「各特定信託の各計算期間の所得は同条第七項の規定により、 法人課税信託の引受けを行う個人には、 十九条第 十七条第一項第一号中 同条第二項中「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を かつ」に改め、 第三号を第二号とし、 に改める。 同条に次の一項を加える 「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改め、 又は同条第四十二項」 一十一中 一項を削る。 国内にある営業所に信託されたものに限る。 項中 項第 同条第二項中「資本等の金額」 「特定信託の受託者である法人の行う信託業 に、 を「第七十二条の二十四の七第五項各号」に改め、 「証券業者等」 一号中 「事業をいう。)」の下に「又は法人課税信託の引受 「又は同条第四十一項」を 「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託 「及び第三号」 (所得税法第十三条第三項第一号に規定する集団 同条第三項中「または」 「及び第三号」 法人とみなして、 に、 を 「若しくは」を「、若しくは」に改 「金融商品取引業者等」 を削り、 第 を削り、 一項の規定により個人の行う事 を「集団投資信託の」 を 法人の行う事業に対する 同号ロ中「第七十二条の 「同条第四十一項の規定 「資本金等の額」に改 同項中第 を 以下この条」 「又は」 同項中第二 前項第三号 に改める。 一号を削り、 (特定信託 に、 か R 集 E 中 とし、 消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。)」 同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る の下に「(同法第十五条第 て同じ」を加え、 を 十二条の二第十項第五号」に改める。 十二条の二第十項第 に係るものに限る。) 及び第三号を次のように改め、 網・わな猟免許又は」を削り、 Ξ -匹 第百六十五条第一項第一号中 第七十二条の二中「八百九十八円」 第五十六条の二第一項中 第五十一条の四第四号中 第五十一条の三中 Ξ 第五十七条第二項中「住宅金融公庫、」を削り、 「本節 「行われ」に改める。 得た金額 条第 道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、 る者以外のもの 金額 その他の法人 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げ 特別法人 同条第四項中「又は第 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、 (本条」 項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養 同項中第三号を第五号とし、 を「この節 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六を乗じて得た 一号から第五号まで」に改める 「第七十二条の二第九項第一号から第五号まで」 並びに」 八千二百円 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六を乗じて 「本節」を「この節」に改め、 「第七十一 項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、 項 (この条」 を削り 同項を同条第三項とする 「網・わな猟免許又は」 「都民税を含む」の下に「。以下この項におい を削り、 を「千七十四円」 一条の二第九項第四号、 に改める。 同条中第 同項第一号ニを削り、 第

一項を削

Ŋ

第

項

を第

同項第

号 項

一号の次に次の一

一号を加える。

当該年度の

法第二十三

を削り、 に改める。

同項第

一号中

同条第三項中

「行なわれ」

を加え、

同条第二項

「免除される事業者」

第五号」

を

「第七

を

「第七